

家庭用防犯機器等設置費補助金

犯罪から大切な家族と住まいを守るため、家庭用防犯機器等の購入・設置費用の一部を補助します。
(国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しています。)

申請受付期間 令和8年9月15日～令和9年2月26日 ※予算に達した時点で受付終了

対象となる補助対象機器等の例(上記期間内に購入し、かつ、設置が完了したものに限る。)

家庭用防犯カメラ



住宅の敷地内を撮影する
防犯カメラ

映像確認・録画の
ための機器



防犯カメラで撮影した
映像を確認するための
機器

「防犯カメラ設置」に係る



防犯カメラを設置している
ことを表示するもの

センサー付きライト



人の動きや熱等を感知し
て、自動で一定時間点灯
する防犯用照明器具

【補助概要】

《補助金額》

補助対象経費の3分の2に相当する額とし、上限3万円とする。

※補助金の交付は1世帯につき1回限りです。

※補助金額に1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。

《補助対象経費》

補助対象機器等の購入及び設置に要した合計費用とする。ただし、次に掲げる額は除く。

- (1) 補助対象機器等の賃借(リース又はレンタルを含む。)に係る経費
- (2) 配送に係る経費
- (3) 消費税及び地方消費税に相当する額
- (4) ポイント又はクーポン券で支払った額

※那須烏山市プレミアム付商品券(わくわく商品券)は補助対象経費として計上可能です。

《補助対象者》

次に掲げる要件を全て満たす個人とする。

- (1) 規程第8条に規定する補助金の交付申請兼請求の時点において、市内に居住し、かつ、市の住民基本台帳に記録されている者であること。
- (2) 防犯機器等を設置する市内の住宅の所有者若しくはその者と同一世帯に属する者又は当該住宅の賃借人若しくはその者と同一世帯に属する者であること。ただし、当該住宅の所有者以外の者が申請する場合は、当該住宅の所有者の同意を得ていること。
- (3) 申請者及び世帯員に市税等の滞納がないこと。
- (4) 那須烏山市暴力団排除条例(平成23年3月那須烏山市条例第1号)第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条例第6条に規定する密接関係者に該当しない者であること。
- (5) 当該者及びその者と同一世帯に属する者のうち、過去にこの規程に基づく補助金の交付を受けた者がいないこと。

《提出書類》

- (1) 家庭用防犯機器等設置費補助金交付申請書兼交付請求書
- (2) 補助対象機器等の購入に係る領収書の写し及び補助対象機器等の価格が分かる内訳書の写し
- (3) 補助対象機器等の保証書の写し又はその他製品名や型番等が確認できる書類
- (4) 申請者が居住する市内の住宅の敷地内に補助対象機器等を設置したことが分かる写真
- (5) 賃借する住宅に補助対象機器等を設置する場合にあっては、当該住宅の所有者の同意書兼誓約書
- (6) 家庭用防犯カメラを設置する場合にあっては、防犯カメラの適正な設置及び運用に関する誓約書
- (7) 家庭用防犯カメラを設置する場合であって、住宅の敷地外が撮影範囲に入るときは、住宅等の全部又は一部が防犯カメラの撮影対象区域内に入る住民等の同意書

問合：那須烏山市総務課危機管理グループ 0287-83-1117